公示番号:170536 国名:フィリピン

担当部署:人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名:薬剤多剤耐性結核のための保健システム強化プロジェクト詳細計画策定調査

(評価分析)

## 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析

(2)格付:3号~4号

(3)業務の種類:調査団参団

### 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2017年9月上旬から2017年10月中旬まで

(2) 業務M/M:国内 0.50M/M、現地 0.33M/M、合計 0.83M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 10日 5日

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:8月16日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ

ル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014 年 4 月以降契約)> 業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf</a> )をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月 1日(金) までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	保健分野にかかる各種評価調査
対象国/類似地域	フィリピン/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:なし

### 6. 業務の背景

フィリピンは結核高負担国 30 か国のひとつとされており、2015 年の推計では、年間 32.4 万人が罹患し、1.4 万人が死亡している $^1$ 。これは、フィリピンの死亡原因第 8 位である $^2$ 。更に、フィリピンは、多剤耐性結核高蔓延国 30 か国にも含まれており、薬剤耐性結核患者は 2015 年においては 1.5 万人と推計されているが、うち 3,788 人しか診断がなされていない状況である $^1$ 。

フィリピンにおいて、1990 年代始め以降、WHO の推進する結核対策パッケージである DOTS (直接服薬確認療法)を全国に拡大し、2003 年には全国の保健所で DOTS が実施できる体制を構築している。近年、WHO の結核対策指標である 70%以上の結核患者発見率と 85%以上の治療成功率の双方を達成し、全国の人口 10 万対年間結核死亡率は 2000 年以降減少傾向を示しているものの、多剤耐性結核患者は増加傾向にあり、その治療成功率は 49%に留まり、深刻な問題となっている 1。多剤耐性の場合、通常の結核よりも死亡率が高いことのみならず、治癒した場合でも、治療期間が長く(通常の結核が 6 か月に対し、12~24 か月)、治療コストも約 4 倍である。そのため、患者自身に大きな負担がかかるばかりでなく、国全体としても生産性、医療費の面で社会・経済的損失は大きい。フィリピンにおいて、不適切な治療により生じる結核菌の耐性化を防ぎ、更に、既治療例では、薬剤耐性の検査を行い、適切な治療を行う等、より質の高い薬剤耐性結核検査・治療サービスの提供が課題となっている。

かかる状況の下、フィリピンより当該分野の技術移転・能力強化に関する技術協力 プロジェクト「薬剤多剤耐性結核のための保健システム強化プロジェクト」が我が国 に対して要請された。

本プロジェクトは、診断・治療に関する研修制度、品質保証システム、モニタリング・評価システムを構築・強化することにより、多剤耐性結核の診断・治療の質の向上を図ることを目的としている。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書 (Minutes of Meetings: M/M) を締結するとともに、必要な情報を収集・分析し、事前評価を行うことを目的とする。

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員の一員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Global Tuberculosis Report 2016, WHO

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Philippine Health Statistics 2013, Epidemiology Bureau, DOH http://www.doh.gov.ph/mortality

なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下 の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員 より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年9月上旬~9月中旬)
  - ①要請内容・背景を把握する。(関連報告書等の資料、情報の収集・分析)
  - ②上記を踏まえ、調査計画・方針(案)を検討する。
  - ③PDM・PO(案)(英文・和文)及び事業事前評価表(案)(和文)を検討する。
  - ④多剤耐性結核対策技術に関する最新の情報について我が国の関係機関へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。
  - ⑤他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の整理、分析を行う。
  - ⑥フィリピン側関係機関、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
  - ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に出席する。
- (2) 現地業務期間(2017年9月中旬~9月下旬)
  - ①JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
  - ②フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③本調査の趣旨・実施方法について、フィリピン側に説明を行う。
  - ④事前に JICA フィリピン事務所を通じてフィリピン側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
    - ア)フィリピンの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
    - イ)フィリピン側の業務実施体制(組織・予算・人員等)
    - ウ)他ドナー・機関の援助動向
  - ⑤調査団及びフィリピン側と協議の上、PDM(案)(和文・英文)、PO(案)(和文・英文)、M/M(案)(英文)の作成に協力する。
  - ⑥フィリピン側との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)(英文)の作成に協力する。
  - ⑦評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
  - ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2017年10月上旬~10月中旬)
  - ①事業事前評価表 (案)(和文)の作成を行う。
  - ②帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
  - ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成し、全体の取り まとめに協力する。

#### 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)(2)双方とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 事業事前評価表(案)(和文)

上記(1)~(2)については、電子データをもって提出することとする。

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理 ガイドライン」

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

### 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月20日~2017年9月29日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に5日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)
- ③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ)通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のアポイントメントの取り付け

カ)執務スペースの提供

なし

#### (2)参考資料

本業務に関する関連文書をJICA人間開発部保健第二グループ保健第三チーム(TEL: 03-5226-8378) にて配布します。

# ● 要請書

- (3) その他
  - ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に必ず登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf</a>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業を含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

以上